

連 盟 規 約

第1章 総 則

第 1 条 この会は三鷹市ソフトテニス連盟と称する。

第 2 条 この会は事務所を三鷹市ソフトテニス連盟会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第 3 条 この会は三鷹市に於けるソフトテニスの普及発達、スポーツの生活化を図り、会員の体力向上、技術の進歩発展に寄与すると共に相互の親睦をはかることを以って目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. ソフトテニス各種大会及び対抗試合の実施、後援又は協賛
2. ソフトテニスに関する指導講習会の実施又は協力
3. 他団体との連絡協調
4. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第 5 条 この会の会員とは、入会した三鷹市内に居住する各種ソフトテニス団体とする。部員とは、その会員の構成する団体の加入者各人とする。この他個人会員も認める。

第 6 条 新しく会員となるには、所定の加入申込書に入会金及び会費を添えて申し込みを行うと同時に部員登録を行うこと。

1. 名称
2. 住所
3. 代表者名（個人の場合は個人名）
4. 部員数
5. その他必要と認められる事項

第 7 条 この会の会員は次の場合脱会したものとみなす。

1. 会員から申し出があったとき
2. 会費を滞納し、納入の意思なしと認められたとき

第4章 役 員

第 8 条 この会に次の役員をおく。

- 会長
- 副会長
- 理事長
- 副理事長
- 理事
- 監事

連 盟 規 約

- 第 9 条 会長及び副会長は部員の中より総会の決議によって推戴する。会長はこの会を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 10 条 理事及び監事は部員の中から選出し、総会の承認を得て会長これを委嘱する。理事の互選により、理事長 1 名及び副理事長若干名を定め会長これを委嘱する。
- 第 11 条 理事長は会長の命を受け会務を執行し、理事会を招集してその議長となる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。理事は理事会を組織し事業の執行を図ると共に専門部会で会務を執行する。監事は部員の中より総会において選出し、会計を監査する。
- 第 12 条 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 13 条 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。
- 第 14 条 この会に顧問及び参与若干名をおくことができる。顧問及び参与は理事会の推薦により会長これを委嘱する。顧問および参与は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

- 第 15 条 会議は総会、理事会、常任理事会及び専門部会その他とする。
- 第 16 条 総会を分けて定時総会及び臨時総会その他とする。
- 第 17 条 定時総会は毎年度終了後 1 ヶ月以内に開催することを原則とする。臨時総会、理事会、常任理事会及び専門部会は必要に応じ随時これを開催する。
- 第 18 条 総会は会の最高決議機関であって、会長はこれを招集し、役員及び代議員を以って構成する。
- 第 19 条 代議員は各会員の部員中より理事を除き、2 名を選出し、予め登録するものとする。任期は 2 年とし、総会の決議事項を各会員内に周知させる義務を有する。
- 第 20 条 会議の議事は出席者又は役員過半数の同意を以ってこれを決する。可否同数の時は議長これを決する。
- 第 21 条 会議の議事については議事録を作成する。
- 第 22 条 総会には次の事項を付議する。
1. 事業報告書並びに事業計画の承認、歳入歳出、予算並びに決算の承認
 2. 役員推薦
 3. 規約の改正
 4. その他会長が付議した事項
- 第 23 条 理事会には次の事項を付議する。
1. 総会に付議する事項
 2. この会の会務執行に関する事項
 3. 専門部会に関する事項
 4. その他
- 第 24 条 専門部会には次の事項を付議する。

連 盟 規 約

1. 理事会に付議する事項
2. この会の会務執行に関する事項
3. 他団体との連絡、協調等に関する事項
4. その他緊急事項にして、会長が付議した事項

第 25 条 会長は会の運営の最高諮問機関として常任委員会を開催することができる。その人員構成は原則として会長、副会長、理事長、各専門部長及び体協派遣理事とする。

第6章 専門部

第 26 条 事業の執行を円滑にならしめるため本会に専門部をおく。

第 27 条 専門部は理事を以って構成することを原則とするも、必要に応じ理事会の承認を得て適任者を選出し、会長これを委嘱することができる。

第 28 条 各専門部に部長、副部長を互選により定め会長の承認を得る。

第 29 条 専門部に関する細部規定は部会規定として別に定める。

第7章 会 計

第 30 条 この会の経費は入会金、賛助金、寄付金、補助金その他の収入を以って支弁する。

第 31 条 この会の毎年の歳入、歳出、予算は理事会の決議を経て総会の認定を付し、また歳入、歳出、決算は年度終了後、監事の監査を経て理事会の承認を得、総会の承認を得るものとする。

第 32 条 この会の入会金及び会費は次によるものとする。

1. 入会金・・・団体は 1,000 円、個人会員は 1,000 円とする。
2. 会 費・・・団体は 1 ヶ年 10,000 円、個人会員は 1 ヶ年 2,000 円とする。
3. 中学生は入会金を免除し、会費年額 200 円とする。

第 33 条 会費は毎年度初めに所定の額を払い込むものとする。

第 34 条 この会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日を以って終わる。

第8章 特別会計

第 35 条 会計に別途、特別会計を設置する。

第 36 条 特別会計は、連盟創立 50 周年記念行事資金の積み立てを行うため、一般会計より分離し管理するものとする。

第 37 条 積立金は一般会計の年度決算後、剰余金より総会の承認を得て、特別会計に振り込むものとする。(但し、50 周年行事終了後廃約とする)

第9章 表彰規定

第 38 条 部員が 80 歳 (但し、女子は 65 歳とする) に到達した場合、高齢者特別表彰を受けることができる。(但し、連盟主催の大会に出場することが条件である)

連 盟 規 約

第10章 付 則

第 39 条 この規定に定めなき事項については会長その都度これを定める。

第 40 条 この規定は昭和 52 年 4 月 3 日より改訂実施する。

第 41 条 この規定は昭和 58 年 4 月 4 日より改訂実施する。

第 42 条 この規定は平成 6 年 4 月 4 日より改訂実施する。

第 43 条 この規定は平成 11 年 4 月 4 日より改訂実施する。

第 44 条 この規定は平成 11 年 8 月 21 日より改訂実施する。

第 45 条 この規定は平成 15 年 4 月 6 日より改訂実施する。

第 46 条 この規定は平成 29 年 4 月 3 日より改訂実施する。